⑸　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を30点とする。なお、技術評価点１位の者が２者以上の場合、技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目、優劣を判断し最も優位な１者に対して、0.5点を別に付与する。

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

①　社会要請

・地球環境に配慮した取組み

ⅰ　環境負荷物質の発生抑制

ⅱ　CO_2の削減

ⅲ　最終廃棄物となる混合建設副産物の削減

②　施工計画

・トンネル工に関する留意事項（①断層破砕帯部における施工、②河川直下低土被り部における施工、③非排水構造における施工、④切羽前方の地下水状況調査）

・土工工事、橋梁下部工工事に関する留意事項（①高盛土の品質管理、②工事用道路を確保した盛土施工、③府道隣接部における盛土施工、④盛りこぼし橋台の施工）

・工事中の安全対策全般に関する留意事項（①安全管理体制、②土工工事、③トンネル工事、④橋梁下部工工事）

③　工事中のコスト削減

・契約後に検討を予定しているＶＥ提案の取組みに関する提案

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷　公告日から申請書等の提出期限の前日までの間に設計業務成果の閲覧を認める。

⑸　上記⑵２）で求めた技術力については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金から減ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部署　〒567－0871 大阪府茨木市岩倉町１番13号　西日本高速道路株式会社関西支社　総務企画部　経理課課長代理　木村　和昭　電話06－6344－9241

⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成23年12月19日（月）から平成24年３月28日（水）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成23年12月29日から平成24年１月３日）（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　交付場所　上記４⑴に同じ。

③　交付方法　直接交付する。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成23年12月20日（火）から平成24年１月17日（火）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（簡易書留に限る。）すること。

⑷　入札書の提出期限、場所及び入札書の提出方法

①　提出期限　平成24年３月29日（木）午後１時30分

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑸　開札の日時及び場所

①　開札日時　平成24年３月30日（金）午後１時30分

②　開札場所　上記４⑴の１階入札室

５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

イ）入札保証金　免除

ロ）契約保証金　納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　低入札価格調査　上記３⑴ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続きを保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

⑸　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑹　入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

⑺　入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。